

役員及び評議員の報酬等
並びに費用弁償に関する規程

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛光園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事長以外の常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 **1,500** 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 **100** 万円以内とする。
- 3 常勤理事の報酬月額は、別表1「常勤理事の報酬」に定める。
- 4 非常勤役員に対する報酬は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 5 評議員の報酬は、別表3「評議員の報酬」に定める額とする。
- 6、常勤理事の役員退職慰労金は、別表4「常勤理事の役員退職慰労金」に定める金額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものにつ

いては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月28日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

（報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年6月23日(評議員会の議決日)から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月22日(評議員会の議決日)から施行する。

附 則

この規程は令和3年3月26日(評議員会の議決日)から施行する。

附 則

この規程は令和8年3月26日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 1：常勤理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	足利市「特別職の職員等の給与に関する条例」第 2 条第 2 号に規定する副市長の給料月額を超えない範囲で理事会が定める金額。 ただし、理事長が法人職員を兼務し、当該職員として給与の支給を受けている場合にあつては、その給与額を含めた総額が、前段に定める範囲内となるものとする。

別表 2：非常勤役員の報酬

理事会、評議員会等への出席	1 回の会議等への出席に対し、10,000 円 (税引き後)
その他法人が開催する会議等への出席	

別表 3：評議員の報酬

評議員会等への会議の出席	1 回の会議等への出席に対し、10,000 円 (税引き後)
--------------	-----------------------------------

別表 4：常勤理事の役員退職慰労金

常勤理事に対して以下の計算式で計算した金額を役員退職慰労金として支給する。

$$\text{退職時月額報酬} \times \text{在任年数} \times \text{功績倍率}$$

- (1) 在任年数は、就任の月から退任の月までとし、常勤職員を兼務する期間を通算し、1 年未満の端数は切り上げる。
- (2) 功績倍率は、理事長にあつては 3.0 とする。
- (3) 在任中に特別の功労のあつた役員には、上記計算式による算出額の 100 分の 20 の範囲内で特別功労金を支給することができる。なお、特別功労金の支給の有無及び支給額は、その都度理事会において決定する。